

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成28年11月30日 00時30分ごろ
発生場所	福島県いわき市小名浜港 小名浜港三崎波除堤灯台から真方位031°235m付近 （概位 北緯36°56.3′ 東経140°54.6′）
事故の概要	漁船第八十一共徳丸 ^{きやうとく} は、北進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月19日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十一共徳丸、80トン
船舶番号、船舶所有者等	136625、株式会社儀助漁業
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に亀裂を伴う凹損 防波堤 簡易標識灯に折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 5、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか19人が乗り組み、操業を終え、約5ノットの対地速力で手動操舵により小名浜港内を北進していた。</p> <p>船長は、単独で操船に当たり、目視及びレーダーによる見張りを行い、東防波堤の南方で左転して東防波堤の突端と第1西防波堤の東端との間を通過する針路で航行しようとしていたところ、東防波堤の北方に位置する北内防波堤付近に、作業灯を点灯した2隻の漁船が係留しているのを視認した。</p> <p>本船は、船長が、漁船の作業灯の灯火が明るく、船首方の見張りが妨げられて気が動転していたところ、右舷船首方至近に東防波堤が見えたので、全速力後進としたものの、右舷船首部が東防波堤に衝突した。</p>
分析	本船は、船長が、船首方に視認した漁船の作業灯の灯火により船首方の見張りが妨げられて気が動転したことから、東防波堤の南方で左転する時機を失した上、東防波堤に接近していることに気付かずに航行し、東防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、船首方に視認した漁船の作業灯の灯火により船首方の見張りが妨げられて気が動転したため、東防波堤の南方で左転する時機を失した上、東防波堤に接近していることに気付かずに航行し、本船が東防波堤に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 他船の見張りの妨げになる灯火を使用しないこと。
- ・ 港内において、他船の灯火等により船首方の視界が遮られた際は、レーダー等により船位を確認すること。